

# 鶴岡市まちなか住環境整備応援補助金交付要綱

令和7年4月1日告示第265号  
改正 令和8年3月31日告示第103号

## 1 目的及び交付

市長は、中心市街地への居住促進を目的に、鶴岡市中心市街地活性化基本計画（以下「基本計画」という）に定める区域の宅地造成に係る土地の開発事業者に対し、鶴岡市補助金等に関する規則（平成17年鶴岡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

## 2 補助対象区域

補助の対象となる区域は、以下のとおりとする。

- (1) 基本計画において設定された、中心市街地活性化基本計画区域（以下「基本計画区域」という。）
- (2) 基本計画区域周辺の、立地適正化計画において設定された中心住宅地

## 3 補助対象者

補助の対象となる者は、第三者に販売提供する目的で分譲用宅地を造成する事業者とする。

## 4 補助対象事業

補助の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 予定建築物の用途が、次に掲げるいずれかに該当するものであること。
  - ア 一戸建て住宅又は併用住宅（分譲用宅地が一団で2区画以上あるものに限る。）
  - イ 集合住宅
- (2) 1区画当たりの面積が165平方メートル以上であること。ただし、土地利用の状況を勘案し、やむを得ない場合はこの限りではない。
- (3) 開発後の分譲用宅地を、一戸建て住宅、集合住宅又は併用住宅以外の用途にしないこと。
- (4) 各区画が接する道路の有効幅員が4メートル以上であり、建築基準法（昭和25年法律第201号）第43条に規定されている接道要件を満たしていること。

## 5 補助対象経費

補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、道路の築造又は拡幅を伴う分譲用宅地の造成工事に要した経費（国、県、市その他の団体から他の補助金等の交付を受ける場合は、当該補助対象経費を除く。）のうち、別表に掲げるものとする。

## 6 補助金の額

補助金の額は、市道となる道路の築造又は拡幅を伴う場合にあっては補助対象経費の合計額の10分の9以内の額、私道の築造又は拡幅を伴う場合にあっては補助対象経費の合計

額の 10 分の 7 以内の額、市道となる道路及び私道いずれの築造又は拡幅も伴う場合は補助対象経費の合計額の 10 分の 9 以内の額又は宅地の区画数に一の区画につき 100 万円を乗じて得た額のいずれか少ない額とし、300 万円を上限とする。

ただし、造成する土地が基本計画区域外である場合の補助金の額は、補助対象経費の合計額の 10 分の 5 以内の額又は宅地の区画数に一の区画につき 100 万円を乗じて得た額のいずれか少ない額とし、300 万円を上限とする。

## 7 交付申請書

交付申請書に添付すべき書類は、規則第 3 条に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 工事見積書（補助対象部分と補助対象外部分の見分けがつくもの）
- (2) 土地の登記事項証明書及び不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 14 条に規定する地図の写し
- (3) 設計図書（位置図、平面図、断面図、構造図、配管図等）
- (4) 現況写真
- (5) 事業実施工程表
- (6) 誓約書
- (7) 事業者の登記事項証明書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

## 8 軽微な変更

規則第 7 条第 1 項第 1 号に規定する軽微な変更は、補助対象経費の合計額の 10 分の 2 以内の増減とする。

## 9 実績報告

実績報告書の提出期限は、事業の終了後 30 日を経過する日又は交付決定に係る年度の翌年度の 4 月 20 日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は規則第 13 条第 1 項に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 出来形管理図
- (2) 工事写真
- (3) 完成写真
- (4) 工事契約書又は契約内容を確認できる書類の写し
- (5) 宅地造成工事費支払領収書の写し
- (6) 工事費内訳書など経費が確認できる書類
- (7) 土地の販売広告など宅地販売の事実が確認できる書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

## 10 補助金の交付方法

この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、市長が必要と認めるときは、概算払の方法により交付することができる。

## 11 帳簿等の保管

規則第18条に規定する帳簿及び証拠書類の保管期間は、事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

12 その他

この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第5項関係）

区分	補助対象経費
1 道路整備	道路築造又は狭あい道路の拡幅のために必要な測量、調査若しくは設計、分筆、登記若しくは用地の取得又は築造、舗装若しくはこれにより通常生ずる損失の補償に要する費用
	道路築造又は狭あい道路の拡幅のために必要となる土地を供出するための門、塀、電柱等の工作物、空き家又は樹木等について、通常適当と認められる方法により除却し、又は移設するために要する費用
2 宅地造成	宅地造成並びにそれに附帯する上下水道管及びガス管の引込みのために必要な測量、調査若しくは設計、分筆、登記若しくは用地の取得又は築造、舗装若しくはこれにより通常生ずる損失の補償に要する費用
	宅地造成並びにそれに附帯する上下水道管及びガス管の引込みのために必要となる土地を供出するための門、塀、電柱等の工作物、空き家又は樹木等について、通常適当と認められる方法による除却し、又は移設するために要する費用

※補助金の合計額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。